



長野県告示第688号

平成26年12月12日長野県議会定例会において認定された平成25年度歳入歳出決算及びこれに対する監査委員の審査意見は、次のとおりです。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部 守一

平成25年度長野県一般会計歳入歳出決算

1 歳 入		(単位：円)		
款	予算現額	決算額	比較	
1 県 税	196,047,996,000	196,394,246,962	346,250,962	
2 地方消費税清算金	43,273,000,000	43,273,641,954	641,954	
3 地方譲与税	36,815,542,000	36,815,542,088	88	
4 地方特例交付金	684,546,000	684,546,000	0	
5 地方交付税	218,844,888,000	218,844,888,000	0	
6 交通安全対策特別交付金	786,386,000	786,386,000	0	
7 分担金及び負担金	2,000,574,000	1,995,565,551	△ 5,008,449	
8 使用料及び手数料	12,060,206,000	12,283,134,478	222,928,478	
9 国庫支出金	151,329,944,686	124,934,888,254	△ 26,395,056,432	
10 財産収入	2,943,063,000	3,194,258,776	251,195,776	
11 寄付金	123,492,000	123,457,206	△ 34,794	
12 繰入金	25,361,078,000	24,207,176,206	△ 1,153,901,794	
13 繰越金	10,114,247,841	10,114,248,608	767	
14 諸収入	63,286,117,000	64,053,868,470	767,751,470	
15 県債	141,363,134,000	123,564,133,333	△ 17,799,000,667	
歳入合計	905,034,214,527	861,269,981,886	△ 43,764,232,641	
2 歳 出				
款	予算現額	決算額	比較	
1 議会費	1,395,503,958	1,386,379,881	9,124,077	
2 総務費	53,696,581,737	53,041,966,654	654,615,083	
3 民生費	109,989,766,922	107,569,127,673	2,420,639,249	
4 衛生費	28,432,917,198	27,277,990,849	1,154,926,349	
5 労働費	6,487,433,000	5,977,115,021	510,317,979	
6 環境費	2,687,164,850	2,592,541,138	94,623,712	
7 農林水産業費	66,295,989,452	52,086,506,012	14,209,483,440	
8 商工費	60,052,867,198	59,794,498,602	258,368,596	
9 土木費	143,597,445,811	108,774,915,822	34,822,529,989	
10 警察費	42,074,333,730	41,721,339,606	352,994,124	
11 教育費	190,762,400,535	190,143,943,602	618,456,933	
12 災害復旧費	6,427,953,060	2,473,035,063	3,954,917,997	
13 公債費	140,216,019,000	139,948,712,296	267,306,704	
14 諸支出金	52,839,429,000	52,706,224,461	133,204,539	
15 予備費	78,409,076	0	78,409,076	
歳出合計	905,034,214,527	845,494,296,680	59,539,917,847	
	歳入歳出差引残額	15,775,685,206		
	うち基金繰入額	2,284,000,000		

平成25年度長野県特別会計歳入歳出決算

(単位:円)

会計名	予算現額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引残額
公債費	220,070,920,000	220,002,521,062	220,002,521,062	0
市町村振興資金貸付金	560,293,000	614,395,121	460,293,000	154,102,121
母子寡婦福祉資金貸付金	737,773,000	739,609,285	175,054,831	564,554,454
心身障害者扶養共済事業費	457,115,000	456,085,597	451,558,678	4,526,919
地方独立行政法人長野県立病院 機構施設整備等資金貸付金	5,156,206,000	4,979,078,404	4,979,078,404	0
流域下水道事業費	13,217,311,500	12,698,235,982	11,940,658,727	757,577,255
小規模企業者等設備導入資金	256,139,000	668,176,100	255,446,882	412,729,218
農業改良資金	262,945,000	317,582,831	163,492,447	154,090,384
漁業改善資金	6,963,000	1,187,904	240,496	947,408
県営林経営費	503,795,000	401,809,988	361,247,267	40,562,721
林業改善資金	65,620,000	455,009,639	64,925,970	390,083,669
高等学校等奨学資金貸付金	221,823,000	472,291,378	221,212,842	251,078,536
合計	241,516,903,500	241,805,983,291	239,075,730,606	2,730,252,685

26監査第36号

平成26年(2014年)9月17日

長野県知事 阿部守一様

長野県監査委員 吉澤直亮

同 田口敏子

同 上野紘志

同 垣内基良

平成25年度長野県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第2項の規定により審査に付された、平成25年度長野県歳入歳出決算及び同附属書類、並びに同法第241条第5項の規定により審査に付された、平成25年度長野県美術品取得基金の運用状況を審査した結果について、別添のとおり意見書を提出します。

平成25年度 長野県歳入歳出決算審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 平成25年度長野県一般会計
- (2) 平成25年度長野県特別会計
 - ア 長野県公債費特別会計
 - イ 長野県市町村振興資金貸付金特別会計
 - ウ 長野県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計
 - エ 長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計
 - オ 地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計
 - カ 長野県流域下水道事業費特別会計
 - キ 長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計
 - ク 長野県農業改良資金特別会計
 - ケ 長野県漁業改善資金特別会計
 - コ 長野県県営林経営費特別会計
 - サ 長野県林業改善資金特別会計
 - シ 長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計
- (3) 財産

2 審査の手続

この審査に当たっては、歳入歳出決算及び同附属書類について、以下の点に主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類の照合等を行うとともに、決算資料の提出を求め、関係者から決算についての説明を聴取し、併せて定期監査及び現金出納検査結果も考慮して実施し

した。

- 1 決算の計数は、正確であるか。
- 2 予算の執行は、議会の議決の趣旨に沿って適正かつ効率的になされているか。
- 3 財務に関する事務は、法令に適合し、適正になされているか。
- 4 財産の管理は、適正になされているか。

第2 審査の結果

1 決算の計数及び予算、財務事務等の執行について

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに同附属書類の計数については、関係書帳簿、証拠書類と照合し、正確なもの認められました。

また、予算の執行、経理事務及び財産の管理など財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められました。

ただし、一部に改善努力を要するものもあり、その内容は後述の意見のとおりです。

2 決算の状況について

(1) 決算規模と収支状況

一般会計は、歳入総額が8,612億6,998万余円、歳出総額が8,454億9,429万余円です。

歳入歳出差引額157億7,568万余円から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は、45億6,613万余円の黒字となり、前年度に比べ黒字は3億4,211万余円減少しています。

歳入を前年度と比べると、国庫支出金、地方譲与税、県税等が増加した一方で、地方交付税、諸収入等が減少となり、全体では17億7,456万余円(0.2%)増加しています。歳出については、総務費、農林水産業費等が増加しましたが、教育費、商工費等が減少となり、全体では14億3,187万余円(0.2%)減少しています。

次に、特別会計は、歳入総額が2,418億598万余円、歳出総額が2,390億7,573万余円で、前年度に比べ歳入が17億3,144万余円(0.7%)、歳出が18億3,839万余円(0.8%)減少しています。また、歳入歳出差引額27億3,025万余円から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は24億8,452万余円の黒字となり、前年度に比べ黒字は7,255万余円増加しています。

(2) 県債の状況

一般会計の平成25年度発行額は、1,235億6,413万余円で、発行抑制に努めた結果、前年度に比べ46億2,186万余円減少しています。(平成25年度末現在高：1兆7,430億7,816万余円)このうち、臨時財政対策債の発行額は717億1,200万円で、前年度より25億2,000万円増加しています。

また、特別会計の平成25年度発行額は、44億2,050万円(平成25年度末現在高：677億146万余円)で、前年度に比べ10億1,110万円増加しています。

(3) 基金の状況

将来の県債の償還を計画的に行うための減債基金(満期一括償還分を含む。)及び予測できない収入の減少や支出の増加に備えた財政調整基金の平成25年度末現在高(出納整理期間後)の合計は2,165億8,894万余円で、前年度に比べ207億8,859万余円増加しています。

なお、平成25年度(出納整理期間後)は、減債基金や地域経済活性化・雇用創出臨時基金の増加などにより、基金の総額は2,797億3,215万余円と、前年度と比べ、267億8,313万余円増加しています。

(4) 財政分析の結果

決算の状況を主な財政分析指標で見ると、県債償還の負担比率などを示す実質公債費比率は、平成24年度14.7%(全国平均：13.7%、下から全国24位)で、起債に国の許可が必要となる18%を下回っています。平成25年度は更に0.5ポイント下がり14.2%となり、8年続けて改善されました。

地方公共団体の財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成24年度は93.8%(全国平均：94.6%、下から全国25位)でした。平成25年度は県税収入の増加等により92.5%と前年度に比べ1.3ポイント改善されています。

財政の自立度を示す財政力指数は、平成24年度は0.43222(全国平均：0.45529、上から全国20位)で、平成25年度は0.44393と前年度より0.01171改善されています。

第3 審査の意見

平成26年4月1日から、社会保障の安定財源の確保等を図るため、消費税率が8%へ引上げられました。県は、この消費税率の引上げの影響を緩和し、景気回復の動きを確かなものとするため、国の経済対策も活用し経済・雇用対策に取り組んでいます。

県では、平成25年度を初年度とした5年間の県政運営の基本となる「長野県総合5か年計画(しあわせ信州創造プラン)」(以下「5

か年計画」という。)を策定しました。5か年計画では「確かな暮らしが営まれる美しい信州」の創造を基本目標とし、115の達成目標を設定しています。これらの目標達成に向けて、財源の重点配分に留意しつつ、これまで以上に成果を重視した事業展開が求められます。

こうした状況を踏まえ、以下の事項に留意して、積極的な収入の確保に努めるとともに、限られた財源を最大限に生かし、適時的確な対応により事業効果を一層高める措置を講じてください。

1 財政運営健全化への取組

主要財源である県税収入は、個人・法人県民税(前年度比102.5%)や、個人・法人事業税(同111.4%)の増収により、2年連続の増(同101.7%)となりました。

一般会計と特別会計を合わせた県債の発行高は、普通債等の縮減努力により、前年度と比べ36億1,076万余円減少しています。

平成26年度当初予算において、歳出面では、高齢化の進行に伴う社会保障関係費の自然増や公債費の増嵩などにより義務的経費が政策的経費を圧迫する硬直的な構造が続き、また、歳入面では、財政調整のための基金からの繰入れを当初予算に計上するなど、引き続き厳しい財政運営が見込まれます。

このような中、5か年計画に基づく各プロジェクトの取組を着実に実行するためには、自主財源等の歳入の確保や事務事業の効率化等による歳出の削減を図り、持続可能な財政構造の構築と財政健全化の積極的な推進を図る必要があります。

(主な所管部局：総務部)

2 収入未済の解消

平成25年度末の収入未済額については、解消に向けた積極的な取組により、前年度に比べ、7億1,067万余円減少し、総額68億4,800万余円(前年度比90.6%)で、平成22年度以来4年連続で減少し、一定の成果が見られます。その内訳は、一般会計が55億3,661万余円(同88.4%)、特別会計が13億1,139万余円(同101.1%)です。

収入未済の縮減は、県民負担の公平性と財源確保の観点から極めて重要ですので、引き続き、新たな収入未済の発生を防止するとともに、収入未済額の縮減に努めてください。

特に、県税の収入未済額は、平成9年度以来16年ぶりに50億円を下回る43億5,380万余円まで減少しました。また、平成22年度以来4年連続で10%程度の削減を継続しており、一定の評価をすることができます。これは、これまでの地道な努力の効果が表れたものと考えられます。自主財源の根幹をなす県税の未収金縮減は、重要な課題ですので、長野県地方税滞納整理機構、市町村とも連携して引き続き徴収対策を推進してください。

また、税外未収金24億9,420万余円(前年度比99.5%)については、平成26年3月に長野県税外未収金縮減対策委員会によって策定された「税外未収金に係る債権回収・整理マニュアル」に基づき、縮減に向けた取組を積極的に進めてください。

なお、民間の債権回収会社に未収金の回収業務の委託を行っているものがあります。それらの実績を検証の上、他の未収金についても委託を検討してください。

収入未済の縮減に向け、特に留意改善を求めるものは別記のとおりです。

一方、不納欠損額は、前年度と比べ、5,710万余円減少し、総額5億4,077万余円(前年度比90.4%)となっています。その内訳は、一般会計が5億3,894万余円(同90.5%)、特別会計が183万余円(同81.0%)となっています。

債務者や滞納者の生活状況の把握や財産調査を十分に行い、債権回収可能性を個別に分類するなどして、回収すべき債権が不納欠損に至らないよう債権管理を適切に行ってください。

3 県有財産の適正管理

県では、「長野県ファシリティマネジメント基本方針」(平成23年12月策定)に沿って、県有財産についての総合的な利活用(有効活用・総量縮小・長寿命化)を推進しています。

有効活用の面では、今後の県有施設に関する整備や集約化等を行う際の判断材料とするため、505施設に対し「施設アセスメント」を行いました。施設を大きく4つに分類(維持、機能改善、有効活用、縮小)し、維持、機能改善を行う施設については、緊急性等の観点から工事の優先度を評価、順位付けをして、修繕を行っています。また、県有施設の屋根貸しや壁貸しの実施、職員宿舍管理戸数の適正化、宿舍の管理の効率化、任命権者の枠を越えた共同利用の推進など取り組んでいます。

総量縮小の面では、未利用県有地の縮減に積極的に取り組み、平成25年度は29件、2億5,439万余円の処分を行いました。

長寿命化の面では、学校、庁舎等の耐震化については、「県有施設耐震化整備プログラム」(平成19年11月策定、平成24年2月改定)により改修工事を進め、耐震化率は89.0%(平成26年3月末)と進捗しており、平成27年度までに耐震工事を完了することとしています。また、橋梁については「長野県橋梁長寿命化修繕計画(第2期)」(平成25年6月策定)に基づき、緊急に修繕が必要な264橋について順次修繕を進めており、平成25年度末において、65橋が着手済み(進捗率24.6%)、うち34橋の対策が完了しています。また、橋梁以外について、全国的に先例の少ない道路の長寿命化修繕計画(トンネル、ロックシェッド・スノーシェッド等)を平成25年6月に策定し、計画的に修繕を進めています。

維持管理の面では、経費のばらつきを無くすための委託仕様の共通化や、事務の集約化のための複数の機関による合同実施等を行っています。

新しい公会計改革のもとでは、既存の社会資本の適切な把握、維持管理、有効活用等の視点を重要視しています。このため、県有財産について、常に適正な管理に努めるとともに、ファシリティマネジメントを積極的に推進してください。

(主な所管部局：総務部、建設部)

4 県債残高の管理

一般会計の県債の平成25年度末現在高は、1兆7,430億7,816万余円と前年度に比べ254億3,372万余円増加しています。これは普通債が316億4,883万余円、災害復旧債が14億9,404万余円減少した一方で、臨時財政対策債が600億2,959万余円増加したことなどによるものです。

また、特別会計の県債の平成25年度末現在高は、677億146万余円と前年度に比べ14億6,443万余円減少しました。

自主財源の確保、事業見直しによる歳出の削減を図り、今後も将来の財政負担を考慮し、県債残高の縮減に努めてください。

(主な所管部局：総務部)

5 債務負担行為の管理

物件の購入、工事の請負、利子補給等の後年度支払債務は平成25年度末現在、一般会計で483億1,224万余円と前年度に比べ181億1,273万余円増加し、特別会計で81億1,822万余円と前年度に比べ5億3,184万余円減少しています。また、これ以外に損失補償や債務保証などのようにあらかじめ限度額を定めておき、必要が生じた場合にその限度額の範囲内で負担するものがあります。

これらの債務負担行為については、今後も新たな設定の際には必要性、妥当性を十分精査するとともに、その総額の管理にも引き続き留意してください。

(主な所管部局：総務部)

6 経済対策関連事業の促進

国の緊急経済対策に伴う補正予算を財源として、平成20年度から25年度にかけて積み立てられた経済対策関連基金の平成25年度末(出納整理期間後)の残高は、286億6,653万余円あります。これらの基金は平成26年度末で事業が終了するものもあり、残余が生じたときは国に返還することとされています。基金の活用を鋭意工夫するとともに、基金の目的に照らして効果が上がるように、早期に事業を発注し、経済対策としての成果が確実に上がるよう、計画的な執行に努めてください。また、基金の実態を踏まえた弾力的な取扱い、あるいは期間の延長なども引き続き国に要請してください。

現在、前年度の補正予算と一体となったいわゆる15か月予算により、切れ目ない事業執行が行われています。今後とも経済・社会情勢の動向に十分留意しつつ、地域の特性に対応した、柔軟かつ弾力的な事業の実施に努めてください。

(別記)

収入未済の解消に留意改善を求める主なもの

ア 県税

県税については、滞納者の実態に即した滞納整理方針を早期に決定・実施するとともに、年間を通じた差押処分、重点的取組期間の設定などによる徴収の強化、機能分担制による滞納整理や進行管理に取り組んでいます。また、平成20年度から実施している自動車税のコンビニによる納付額は25年度では30.3%となっています。その結果、収入未済額は、平成22年度以来4年連続で10%程度の削減を継続しています。特に収入未済額の約75%を占める個人県民税については、地方税法(昭和25年法律第226号)第48条による直接徴収など、県が市町村と連携し、徴収に取り組んだ結果、収入未済額は前年度より減少(前年度比88.8%)しており、一定の効果が上がっています。

今後も、現年課税分の早期徴収に努め、徴収率の向上と収入未済額の圧縮を進めてください。

併せて、徴収可能なもの、不納欠損処分しなければならないものなどの、実態に即した滞納整理方針を明確化した上で滞納整理を迅速、的確に実施するとともに、「長野県地方税滞納整理機構」との連携を強め、収入未済額の効率的な縮減に努めてください。

(所管部局：総務部)

イ 県営住宅使用料等

県営住宅使用料については、佐久、上小、諏訪、上伊那、松本、長野地域において、管理代行制度を導入し、徴収業務を長野県住宅供給公社に委託しています。

徴収業務の執行に当たっては、同公社委託分、その他の地方事務所管理分と共に、引き続き収納目標を定めるなどして徴収率の向上に取り組むとともに、退去者滞納家賃の収納事務の一部を民間債権回収会社へ委託しています。また、再三の催告に応じない滞納者に対して明渡請求訴訟を提起するなどの取組を行っています。その結果、県営住宅使用料の滞納は前年度より減少しており、一定の成果が認められますが、県営住宅明渡請求により契約解除された者に係る損害賠償金の未収額は増加しています。今後も管理代行者、民間債権回収会社と連携を強化し、積極的に収入の確保に努めてください。

(所管部局：建設部)

ウ 高等学校等奨学金貸付金等

高等学校等奨学金貸付金については、文書、電話などによる催告や、分割納付の促進をしているところですが、収入未済額は大幅に増加(対前年度比118.6%)しています。また、高等学校奨励金貸付金についても文書、電話催告、返還困難者に対しては返還免除制度の周知を図っているものの、収入未済額は年々増加(同105.4%)しています。

平成26年度からは、債権回収会社等への業務委託を行う予定となっていますが、引き続き、支払督促の申立の実施や、長期滞納者の回収方法を検討するなどより効率的な滞納整理を行ってください。

(所管部局：教育委員会)

エ 母子寡婦福祉資金貸付金

母子寡婦福祉資金貸付金については、収入未済額発生の防止策として、新規借入時の原則口座振替、連帯債務者への請求を実施し、長期滞納者については、口座振替への移行強化や支払督促の申立などを実施しています。平成25年10月からは、民間債権回収会社に滞納繰越分の回収業務を委託した結果、収入未済額は、前年度比99.2%に減少し一定の効果が見られました。引き続き、滞納者ごとの生活状況調査を進め、債権の状況を個別に整理した上で、効率的な滞納整理を行ってください。

(所管部局：県民文化部)

オ 小規模企業者等設備導入資金

小規模企業者等設備導入資金については、中小企業高度化資金貸付金の債権回収会社への回収委託により前年度よりも減少(前年度比99.4%)しています。今後も共同融資先である独立行政法人中小企業基盤整備機構と連携し回収業務の一層の強化を図ってください。また、明らかに回収見込みのない債権については、同機構と協議の上、債権放棄を行うなど、引き続き収入未済の縮減に努めてください。

(所管部局：産業労働部)

〔収入未済額及び不納欠損額の内訳〕

会計	所管部局	内 容	収 入 未 済 額				不 納 欠 損 額		
			平成25年度 (A) 円	平成24年度 (B) 円	増 減 (A)-(B) 円	前年度比 (A)/(B) %	平成25年度 (C) 円	平成24年度 (D) 円	増 減 (C)-(D) 円
一 般	総 務 部	県税	4,353,805,313	5,052,921,772	△ 699,116,459	86.2	500,185,403	549,616,696	△ 49,431,293
		その他	90,060,955	106,445,612	△ 16,384,657	84.6	10,450,355	4,842,259	5,608,096
	県民文化部 健康福祉部	社会福祉施設 入所者負担金	84,112,683	85,730,217	△ 1,617,534	98.1	15,927,506	13,485,222	2,442,284
		その他	71,181,290	66,786,669	4,394,621	106.6	1,518,773	756,697	762,076
	環 境 部	不法投棄され た産業廃棄物 の代執行経費	275,347,188	285,583,123	△ 10,235,935	96.4	0	0	0
		その他	25,922	0	25,922	皆増	0	0	0
	産 業 労 働 部 (商工労働部)	県有財産貸付 特約付売買契 約解除に伴う 違約金	55,812,200	55,812,200	0	100.0	0	0	0
		不法占有に係 る賃料相当額	60,642,945	60,642,945	0	100.0	0	0	0
		その他	547,832	741,285	△ 193,453	73.9	0	0	0
	農 政 部		1,990,804	2,184,557	△ 193,753	91.1	193,753	0	193,753
林 務 部		0	0	0	-	0	48,300	△ 48,300	
建 設 部	契約解除に伴 う補償金返還	99,521,879	99,521,879	0	100.0	0	0	0	
	県営住宅使用 料等	273,116,703	279,098,799	△ 5,982,096	97.9	9,973,236	0	9,973,236	
	その他	23,021,384	25,340,247	△ 2,318,863	90.8	621,940	12,070	609,870	
教 育 委 員 会	高等学校奨励 金貸付金	142,477,126	135,218,515	7,258,611	105.4	0	480,300	△ 480,300	
	その他	4,951,312	5,927,169	△ 975,857	83.5	73,800	26,382,051	△ 26,308,251	
計		5,536,615,536	6,261,954,989	△ 725,339,453	88.4	538,944,766	595,623,595	△ 56,678,829	
特 別 会 計	県民文化部 (健康福祉部)	母子寡婦福祉 資金貸付金	278,139,009	280,398,789	△ 2,259,780	99.2	1,438,093	1,446,742	△ 8,649
	健康福祉部	心身障害者扶 養共済事業費	8,057,100	7,152,060	905,040	112.7	395,280	607,300	△ 212,020
	産業労働部 (商工労働部)	小規模企業者 等設備導入資 金	831,602,088	836,705,088	△ 5,103,000	99.4	0	0	0
	農 政 部	農業改良資金	28,105,000	28,575,000	△ 470,000	98.4	0	0	0
		漁業改善資金	5,631,975	5,871,975	△ 240,000	95.9	0	0	0
	林 務 部	林業改善資金	18,732,508	19,009,508	△ 277,000	98.5	0	0	0
	教 育 委 員 会	高等学校等奨 学資金貸付金	141,124,366	119,015,595	22,108,771	118.6	0	208,000	△ 208,000
計		1,311,392,046	1,296,728,015	14,664,031	101.1	1,833,373	2,262,042	△ 428,669	
合 計		6,848,007,582	7,558,683,004	△ 710,675,422	90.6	540,778,139	597,885,637	△ 57,107,498	

財 政 課

長野県告示第689号

平成26年11月19日専決処分した平成26年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部 守一

平成26年度長野県一般会計補正予算(第3号)

歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税	216,632,484	21,968	216,654,452
歳入合計	866,866,419	21,968	866,888,387

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
8 商工費	80,603,982	21,968	80,625,950
歳出合計	866,866,419	21,968	866,888,387

財政課

長野県告示第690号

平成26年11月21日専決処分した平成26年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部 守一

平成26年度長野県一般会計補正予算(第4号)

歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金	106,821,663	1,384,228	108,205,891
歳入合計	866,888,387	1,384,228	868,272,615

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	41,833,217	1,384,228	43,217,445
歳出合計	866,888,387	1,384,228	868,272,615

財政課

長野県告示第691号

平成26年12月8日成立した平成26年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部 守一

平成26年度長野県一般会計補正予算(第6号)

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 県税	196,269,584	744,599	197,014,183
9 国庫支出金	108,205,891	123,822	108,329,713
12 繰入金	36,017,745	123,822	36,141,567
15 県債	117,013,000	404,000	117,417,000
歳入合計	868,272,615	1,396,243	869,668,858

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
7 農林水産業費	59,881,402	85,000	59,966,402
8 商工費	80,625,950	7,500	80,633,450
9 土木費	98,505,189	1,223,743	99,728,932
12 災害復旧費	5,416,951	80,000	5,496,951
歳出合計	868,272,615	1,396,243	869,668,858

2 債務負担行為補正

応急仮設住宅設置事業 限度額 15,120 千円

3 地方債補正

治山事業費ほか2件 限度額 404,000 千円

財政課

長野県告示第692号

平成26年12月12日成立した平成26年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部守一

平成26年度長野県一般会計補正予算(第5号)

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 県税	197,014,183	17,297	197,031,480
5 地方交付税	216,654,452	860,654	217,515,106
9 国庫支出金	108,329,713	751,864	109,081,577
10 財産収入	1,840,755	382	1,841,137
11 寄付金	102,868	4,000	106,868
12 繰入金	36,141,567	1,167,060	37,308,627
14 諸収入	82,201,823	2,793	82,204,616
歳入合計	869,668,858	2,804,050	872,472,908

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	43,217,445	475,002	43,692,447
3 民生費	109,720,816	3,134	109,723,950
4 衛生費	23,178,168	2,298,212	25,476,380
7 農林水産業費	59,966,402	5,377	59,971,779
8 商工費	80,633,450	2,824	80,636,274
11 教育費	198,415,390	19,501	198,434,891
歳出合計	869,668,858	2,804,050	872,472,908

2 繰越明許費補正

文化施設管理運営費ほか16件 金額 2,843,029 千円

3 債務負担行為補正

工科短大建設事業ほか12件 限度額 1,201,507 千円

財政課

長野県告示第693号

長野県看護職員修学資金貸与規程(昭和37年長野県告示第355号)の一部を次のように改正し、平成27年1月1日から施行します。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部守一

第2条第1号のエ中「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に、「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

医療推進課

長野県告示第694号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部 守一

(登録特定行為事業者 指定短期入所療養介護)			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人グリーンアルム福祉会	ウィングラス	須坂市仁礼町7番地10	平成26年12月16日
(登録特定行為事業者 介護老人保健施設)			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人グリーンアルム福祉会	ウィングラス	須坂市仁礼町7番地10	平成26年12月16日
(登録特定行為事業者 指定短期入所生活介護)			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
医療法人百藤会	短期入所生活介護事業所インターコート藤	長野市青木島町綱島字小中島782-6	平成26年12月16日

介護支援課

長野県告示第695号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県飯田勤労者福祉センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部 守一

- 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 名称
飯田市
 - 主たる事務所の所在地
飯田市大久保町2534番地
- 指定期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

労働雇用課

長野県告示第697号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県中野勤労者福祉センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部 守一

- 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 名称
中野市
 - 主たる事務所の所在地
中野市三好町一丁目3番19号
- 指定期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

労働雇用課

長野県告示第696号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県松本勤労者福祉センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部 守一

- 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 名称
松本市
 - 主たる事務所の所在地
松本市丸の内3番7号
- 指定期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

労働雇用課

長野県告示第698号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県戸倉野外趣味活動センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部 守一

- 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 名称
千曲市
 - 主たる事務所の所在地
千曲市大字杭瀬下84番地
- 指定期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

労働雇用課

長野県告示第699号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
茅野市泉野字夕立4468のロ、4470、4471のイ、4472のイ、4473の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第700号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡上松町大字荻原419の3、1388の3、1388の9、1388の38、1388の39、2161、2180の4、2188の1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
419の3（次の図に示す部分に限る。）、1388の3、1388の9、1388の38、1388の39、2161、2180の4、2188の1
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第701号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡南木曾町吾妻650の5、659の14、660の2、662の8、読書1591の39、1591の40、2386の16
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第702号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡木曾町新開5341、5344から5346まで、7259の1、7260の1、7260の2、7281の9、7281の10、7286の1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
5344、7259の1（次の図に示す部分に限る。）、7260の1、7260の2・7281の9・7281の10（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第703号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曽郡木祖村大字菅39の1、大字小木曾4169
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
4169(次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第704号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除します。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 全部について指定を解除する区域の名称
上山(3)
- 2 全部について指定を解除する区域
飯田市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第705号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称
川路(30) 他1
- 2 一部について指定を解除する区域
飯田市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第706号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県風越公園(長野県飯田創造館を除く。)の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称
飯田市
 - (2) 主たる事務所の所在地
飯田市大久保町2534番地
- 2 指定期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

都市・まちづくり課

長野県告示第707号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県飯田運動公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称
飯田市
 - (2) 主たる事務所の所在地
飯田市大久保町2534番地

2 指定期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

都市・まちづくり課

長野県告示第708号

平成26年11月22日に発生した長野県神城断層地震による災害に係る災害復興住宅建設事業補助金交付要綱の特例に関する要綱を次のとおり定め、平成26年11月22日以後の災害に対する災害復興住宅資金の融資に係る補助金から適用します。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部守一

平成26年11月22日に発生した長野県神城断層地震による災害に係る災害復興住宅建設事業補助金交付要綱の特例に関する要綱

平成26年11月22日に発生した長野県神城断層地震により被災した者が、北安曇郡白馬村、北安曇郡小谷村及び上水内郡小川村の区域において、独立行政法人住宅金融支援機構又は金融機関から災害復興住宅資金の貸付けを受けて行う災害復興住宅の建設等に要する経費に対する補助金に係る災害復興住宅建設事業補助金交付要綱(昭和57年長野県告示第740号)第4の規定の適用については、同第4中「1.5パーセント」とあるのは「0.5パーセント」とする。

建築住宅課

長野県告示第709号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県長野運動公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

長野市

(2) 主たる事務所の所在地

長野市大字鶴賀緑町1613番地

2 指定期間

平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

スポーツ課

長野県告示第710号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県伊那運動公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

伊那市

(2) 主たる事務所の所在地

伊那市下新田3050番地

2 指定期間

平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

スポーツ課

長野県告示第711号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県白馬ジャンプ競技場の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成26年12月18日

長野県知事 阿部守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

白馬村

(2) 主たる事務所の所在地

北安曇郡白馬村大字北城7025番地

2 指定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

スポーツ課

長野県佐久建設事務所告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成27年1月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所北部事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年12月18日

長野県佐久建設事務所長 石井杉男

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 諏訪白樺湖小諸線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字割橋1501番の1地先から北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字樽ヶ沢1498番地先まで	旧	13.0~29.8 m	0.5543 km
同 上	新	13.0~44.6	0.5285

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 諏訪白樺湖小諸線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字樽ヶ沢1493番の1地先から北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字詰久保1476番地先まで	旧	11.6~31.0 m	0.3362 km
同 上	新	15.0~40.0	0.3312

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成27年1月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年12月18日

長野県飯田建設事務所長 山 岸 勸

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 飯田富山佐久間線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市千栄1833番の2地先から 飯田市千栄4156番の4地先まで	旧	4.9~43.6 m	0.4815 km
		8.2~34.8	0.1061
同 上	新	8.2~34.8	0.1061

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 伊那生田飯田線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡喬木村16156番の8地先から 下伊那郡喬木村16137番の5地先まで	旧	7.6~15.5 m	0.1502 km
		9.7~19.7	0.1502
同 上	新	9.7~19.7	0.1502

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 下条米川飯田線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡喬木村16124番の1地先から 下伊那郡喬木村16142番の3地先まで	旧	5.9~13.8 m	0.0537 km
		6.1~26.0	0.0537
同 上	新	6.1~26.0	0.0537

- 4(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 米川駄科停車場線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市下久堅稲葉1546番の2地先から 飯田市下久堅柿野沢3522番の4地先まで	旧	6.1~37.5 m	0.2629 km
		9.2~69.3	0.1600
同 上	新	9.2~69.3	0.1600

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成27年1月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年12月18日

長野県飯田建設事務所長 山 岸 勸

- 1(1) 路線名 伊那生田飯田線
- (2) 供用を開始する区間
下伊那郡喬木村16156番の8地先から
下伊那郡喬木村16137番の5地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成26年12月18日
- 2(1) 路線名 下条米川飯田線
- (2) 供用を開始する区間
下伊那郡喬木村16124番の1地先から
下伊那郡喬木村16142番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成26年12月18日

道路管理課

長野県教育委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県営上田野球場の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成26年12月18日

長野県教育委員会

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称
上田市
 - (2) 主たる事務所の所在地
上田市大手一丁目11番16号
- 2 指定期間
平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

スポーツ課

長野県教育委員会告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県松川青年の家の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成26年12月18日

長野県教育委員会

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称
松川町
- (2) 主たる事務所の所在地
下伊那郡松川町元大島3823番地

2 指定期間

平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

文化財・生涯学習課

長野県教育委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県須坂青年の家の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成26年12月18日

長野県教育委員会

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称
株式会社フードサービスシヅワ
- (2) 主たる事務所の所在地
南佐久郡小海町大字千代里2392番地1

2 指定期間

平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

文化財・生涯学習課

長野県教育委員会告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県望月少年自然の家の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成26年12月18日

長野県教育委員会

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称
信州リゾートサービス株式会社
- (2) 主たる事務所の所在地
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野210番地

2 指定期間

平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

文化財・生涯学習課

長野県教育委員会告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県阿南少年自然の家の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成26年12月18日

長野県教育委員会

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称
阿南町
- (2) 主たる事務所の所在地
下伊那郡阿南町東條58番地1

2 指定期間

平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

文化財・生涯学習課

長野県教育委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県山岳総合センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成26年12月18日

長野県教育委員会

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称
長野県山岳協会
- (2) 主たる事務所の所在地
塩尻市大字広丘吉田3359 サークパス広丘507

2 指定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

山岳高原観光課